

入札説明書（電子入札対象案件）

東北農政局の令和7年度国営施設応急対策事業母畑地区 北幹線用水路他改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年5月29日

2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長 井上 裕

3 担当部局 〒960-0241 福島県福島市笹谷字稻場38-7
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 契約事務担当
電話 024-555-3780（代表）

4 工事内容等

(1) 工事名 令和7年度国営施設応急対策事業母畑地区
北幹線用水路他改修工事

(2) 工事場所 福島県石川郡玉川村大字南須釜他地内及び石川町字新屋敷地内

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書等のとおり

(4) 工期 令和8年3月10日まで

(5) 本工事は、提出された技術資料に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易II型）の適用工事である。

また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(6) 本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

(7) 本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

- (8) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の1年間東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事である。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (11) 本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願「別記様式8」を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。
- (12) 本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法」による工事である。
- (13) 本工事の施工に当たり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、1日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。
- (14) 本工事は、東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）で実施される工事であり、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法による間接工事費等の補正を適用する工事である。（農林水産省ホームページ：<https://www.maff.go.jp/nousin/sekkei/index.html#daikibosaigai> 参照）
- (15) 本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）」及び「現場管理費のうち労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）」（以下「営繕費等実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、営繕費等実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- (16) 本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費（建設機械の運搬費）及び準備費（伐開・除根・除草費）」（以下「運搬費等実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、運搬費等実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

- (17) 本工事は、建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- (18) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
- (19) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (20) 本工事は、週休2日制を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「東北農政局工事成績等評定実施要領」（平成28年4月1日付け27北総第973号東北農政局長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
- (21) 本工事は、工期の前に建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。
- (22) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (23) 本工事は、建築工事における熱中症対策に係る費用において、一部の対策を実施する場合について受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ、設計変更により対応を行う試行工事である。
- (24) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- (25) 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する工事の対象工事（受注者希望型）である。
- 本工事における情報化施工技術は、土工において、3次元起工測量、3次元設計データの作成、ＩＣＴ建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品の全て又は一部を行うものであり、詳細については特別仕様書によるものとする。
- 受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情

報化施工技術を活用することができる。

なお、情報化施工技術の活用に係る費用については、設計変更の対象とする。

- (26) 本工事は、契約手続きにかかる書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

5 競争参加資格

- (1) 次に掲げる条件を満たしている者であること。

- ① 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- ③ 東北農政局における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木一式工事 A 等級又は B 等級」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記③の再認定を受けた者を除く。

- ⑤ 次に掲げる施工実績を有すること。

ア 平成 22 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち 1 社が同種工事の施工実績を有すること。共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20% 以上のものについて認める。

イ 「同種工事」とは、「水路・管路工事（補修工事のみでも可）」とする。施設規模については問わない。

ウ 当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が 65 点未満のものを除く。

- ⑥ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間で、詳細は特別仕様書による。）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要しない。

なお、本工事は余裕期間を設定しており、特別仕様書に示す余裕期間内で着手までの間は、技術者等（現場代理人を含む）の配置は必要なく、着手日までに配置できること。

ア 1級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者とする。

a 1級又は2級建設機械施工管理技士の資格を有する者

b 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者

イ 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有すること。

ウ 平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあっては、一人の主任技術者又は監理技術者が次の同種工事の施工経験を有すること。

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が65点未満のものを除く。

「同種工事」とは、「土工事」とする。施工規模については問わない。

エ 主任技術者又は監理技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、「恒常的な雇用関係」とは入札の締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

- ⑦ 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付け15北総528号（経）東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑧ 当該工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑨ 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑩ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑪ 次に掲げる届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

6 設計業務等の受注者等

- (1) 上記5の(1)⑧の「当該工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。
サンスイコンサルタント株式会社
- (2) 上記5の(1)⑧の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当するものである。
- ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

7 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札に関する事項

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、東北農政局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等（会社法（平成18年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員（同法第 509 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であつて、上記アからエまでに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同一親しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

8 総合評価に関する事項

- (1) 評価項目及び評価基準

評価項目は次に示す事項とし、評価項目の詳細及び評価基準は**別紙一**のとおりである。

- ① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- ② 企業評価
- ③ 技術者評価

- (2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を 100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、「加算点」の最高点を 30 点とする。
- ② 「標準点」は、上記 5 の競争参加資格に掲げる条件を満たしている者に 100 点を与える。
- ③ 「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、上記（1）の①の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。
- ④ 「加算点」の算出方法は、上記（1）の②及び③について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点 30 点を評価点の最高点（満点）35.5 点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

（加算点＝評価点数の合計値 × (加算点の最高点 30.0 点) / 評価点の最高点（満点）35.5 点）

- ⑤ 價格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易 II 型）は、入札参加者の「標準点」、「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値 ((標準点 + 施工体制評価点 + 加算点) / 入札価格)。以下「評価値」という。）により行う。

- ⑥ 「技術者評価」について複数の候補者の記載がある場合は、評価の低い者で評価する。
- ⑦ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

（修正後の加算点＝加算点 × (施工体制評価点 / 30 点)）

9 申請書及び確認資料の提出

(1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間 別表1①に示す日時。

② 提出方法 申請書及び確認資料の提出は、電子入札システムにより行うこと。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便や宅配便など配達の記録が残るものに限る。提出期限内必着）するものとする。

③ 提出場所 上記3と同じ。

(2) 申請書は、**別記様式1－1**により作成すること。

(3) 確認資料は、次に従い作成すること。

上記5の(1)⑤の同種工事の施工実績及び上記5の(1)⑥の配置予定技術者の施工経験の確認を行うにあたっては、我が国における同種工事の施工実績をもって行う。

なお、下記①の同種工事の施工実績及び下記②の配置予定技術者の同種工事の施工経験については、平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。

① 施工実績

ア 上記5の(1)⑤に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績（1件でよい）を**別記様式2**に記載すること。

イ 上記アの同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び工事内容が確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（以下「CORINS」という。）に登録されている場合で、工事内容まで確認できる場合は、その写しを添付することにより、契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を提出する必要はない。

② 配置予定技術者

上記5の(1)⑥に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験（1件でよい）及び申請時における他の工事の従事状況等を**別記様式3**に記載すること。

なお、配置予定技術者の同種工事の施工経験において、工事期間と従事期間が相違する場合には、工事期間内に当該工事で必要な施工経験を確認できる資料（工事実施工程と工事量及び配置予定技術者の従事期間に関する資料）を**別記様式3**のほかに提出すること。

また、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（以下「CORINS」という。）等に従事期間が登録されていない場合は、**別紙－4「従事証明書」**を代表者名で提出すること。その従事期間における工事量が当該工事で必要な施工経験を満たさない場合又は全工期に従事していない配置予定技術者が工事の経験が分かる資料を提出しない

場合は、施工経験として認めない。

ア 申請書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、資格等の評価が低い者で審査する。

イ 配置予定の技術者は、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定とすることは差し支えないものとする。ただし、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格の確認の申請の取り下げ又は入札の辞退を行わなければならない。

ウ これらの行為を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行う。

エ 配置予定技術者の同種工事の施工経験は、同種工事に該当する工種の施工期間の3分の2又は8箇月以上従事した工事とする。

オ 実際の施工に当たって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない場合に限る。

③ 契約書の写し

上記①の同種工事の施工実績及び上記②の配置予定技術者の同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し及び工事内容が確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、CORINSに登録されている場合で、工事内容まで確認できる場合は、その写しを添付することにより、契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を提出する必要はない。

④ 監理技術者資格者証等の写し

上記②の配置予定技術者の従事役職を監理技術者とする場合は、監理技術者資格者証の写し（両面）を提出すること。確認資料の提出期限の日において、監理技術者資格者証又は監理技術者講習の有効期間が過ぎている場合は、本工事の契約までに確実に再取得が可能な資料等を提出した場合を除き配置予定技術者として認めない。

⑤ 資本関係又は人的関係に関する申告

上記5の（1）⑨の同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、上記7に掲げる資本関係又は人的関係にある者に関する情報について、**別記様式4**に記載し申告すること。

なお、**別記様式4**により申告した関係者が本工事の入札に参加した場合には、当該工事への参加資格をなしとし、入札書を無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

(4) 企業評価及び技術者評価に係る確認資料は、**別紙一**により作成するものとし、**別記様式5**に記載のうえ、申請書と合わせて提出すること。

(5) その他

① 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- ③ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は、特別な理由がない限り認めない。
- ⑤ 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先は、上記 3 に同じ。
- ⑥ 電子入札システムにより申請書及び確認資料を提出する場合は、次による。
 - ア 申請書及び確認資料は、次表のいずれかのファイル形式にて作成することとし、ファイルの総容量を 10MB 以内とすること。ただし、**別記様式 5** は、ファイル形式「Microsoft Excel」とする。また、ファイル数はなるべく 3 つ以内として 1 つのフォルダにまとめ、Lzh 形式等により圧縮して送信することを認める。

ファイル形式	<ul style="list-style-type: none"> ・一太郎 ・Microsoft Word ・Microsoft Excel ・PDF 形式 ・RTF 形式
ファイル圧縮形式	・Lzh 形式、Lha 形式又は zip 型式（自己解凍方式は不可）

イ やむを得ず 10MB を超える場合は、10MB の範囲内で電送可能な資料は全て送信するものとし、その際、次表の資料（**別記様式 1－1、1－2、2、3、4 及び 5**）については、必ず電子入札システムにより電送すること。

なお、不足分については、電送済みの資料と併せ、提出期間の最終日午後 3 時（必着）までに持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）すること。また、参考資料が電送できなかった場合は、CD-R も併せて提出すること。

様 式	名 称	提出形式
別記様式 1－1	競争参加資格確認申請書	
別記様式 1－2	競争参加確認資料の提出内容一覧表	
別記様式 2	同種の工事の施工実績	
別記様式 3	配置予定の技術者の状況	
別記様式 4	資本関係又は人的関係に関する申告書	
別記様式 5	企業評価及び技術者評価に係る評価項目毎の該当状況	Excel

ウ 詳細は、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）（東北農政局ホームページ：

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）によるものとする。

- ⑦ 紙入札方式により申請書及び確認資料を提出する場合は、紙に印刷したものに併せて、**別記様式 5** を CD-R に収めて提出場所に提出すること。
- ⑧ 提出する資料について、既発注工事（令和 7 年度で契約担当官が同一の場合に限る。）で提出した資料と同一となる場合は、**別記様式 1－2** にその旨を記載することにより、同一

となる資料の提出を省略することができるものとする。

なお、既発注工事で提出した資料の内容と今回求める内容が異なる場合、又は既発注工事の名称に誤りがある場合は、資料の提出がなかったものとして取扱うものとする。

10 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加資格の確認

- ① 競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、別表1④に示す期日までに通知する。
- ② 上記5の(1)③の認定を受けていない者又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、上記5の(1)①、②及び⑤から⑪までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記5の(1)③、④に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記5の(1)③、④に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ③ 上記5の(1)⑤の施工実績及び上記5の(1)⑥の配置予定技術者の施工経験は、申請書及び資料の提出期限の日までに完成検査を了しているものを認めるものとし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに引き渡しが未了である場合は、開札までに引き渡しが完了していることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時までに引き渡しが完了したことを確認できる資料を提出しなければならない。

(2) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- ① 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 別表1⑤に示す期日

イ 提出方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。

ウ 提出場所 上記3に同じ。

- ② 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表1⑥に示す期日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 再苦情申立て

- ① 上記(2)の②の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、上記(2)の②の回答書を受け取った日から7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して、再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う。

- ② 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
 - ア 受付窓口 上記 3 に同じ。
 - イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（行政機関の休日を除く。）
- ③ 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
 - 上記 3 に同じ。

11 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。
 - ① 提出期間 別表 1 ②に示す日時。
 - ② 提出方法 **別記様式 13** (ファイル形式「Microsoft Word」) に記載のうえ、下記③宛てに提出すること。

なお、電子メールにて提出する場合には、送信後にその旨を電話にて連絡し、必ず着信を確認すること。

また、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により提出する場合は、質問を CD-R に収めて、書面と併せて提出すること。

ファクシミリによるものは受け付けない。
 - ③ 場 所 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 契約事務担当
〒960-0241 福島県福島市笹谷字稻場 38-7
電話 024-555-3780 (代表)
Email : thn-shitsumon-abu@maff.go.jp
- (2) 上記（1）の質問に対する回答書は、質問を受理した日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日を除く。）に電子入札システムにて回答するほか、閲覧に供する。

なお、提出期限の日に受理した質問に対する回答書は、次の期間に回答する。

 - ① 期 間 別表 1 ③に示す日時。
 - ② 閲覧場所 上記 3 に同じ。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行福島支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁 東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

13 入札手続等

- (1) 入札は、電子入札システムを用いて行うこと。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は、入

札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14 入札書の受領期限等

(1) 初回の入札

① 電子入札システムによる場合

ア 入札の締切り 別表1⑦アに示す期日
イ そ の 他 システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕をもって入札金額の送信を行うこと。

② 紙入札方式により持参する場合

ア 入札の締切り 別表1⑦イに示す期日
イ 提 出 先 上記3と同じ。
ウ そ の 他 分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

③ 紙入札方式により郵送する場合

ア 入札の締切り 別表1⑦ウに示す期日 午後4時
イ 送 付 先 上記3と同じ。
ウ そ の 他 分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

(2) 再度の入札

初回の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、直ちに再度の入札を行う。なお、郵送による入札がある場合には、別途連絡する。

15 工事費内訳書の提出

(1) 工事費内訳書の提出方法

① 電子入札システムによる場合

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（**別記様式6**）を電子入札システムにより提出を求める。確認の後、さらに工事費内訳書に対する明細書（**別記様式7**）の提出を求める場合があるため、速やかに提出できるよう準備すること。

② 紙入札方式により持参する場合

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（別記様式6）の提出を求める。確認の後、さらに工事費内訳書に対する明細書（別記様式7）の提出を求める場合があるため、速やかに提出できるように準備すること。

③ 紙入札方式により郵送する場合

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（別記様式6）及び工事費内訳書に対する明細書（別記様式7）を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

(2) その他

- ① 工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないとき又は提出された工事費内訳書に不備があるときは、東北農政局競争契約入札心得第7条に該当するものとして入札を無効とする。なお、工事費内訳書に不備があるときは、別表各号に掲げるものに該当すると認められる場合とする。
- ② 工事費内訳書は、返却しない。
- ③ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。
- ④ 提出された工事費内訳書について、説明を求めることがある。

<別表>

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む)	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されていた場合
4 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

5 その他未提出又は不備がある場合

16 開札

(1) 開札の日時

開札は、次に掲げる日時及び場所において行う。ただし、上記 10 の（1）により、競争参加資格がないと認められた者から、説明を求められたときは、入札及び開札を延期する。

① 初回入札の開札

ア 日 時 別表 1 ⑧に示す日時

イ 場 所 〒960-0241 福島県福島市笹谷字稻場 38-7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

② 再度入札の開札

上記 14 の（2）の場合は、日時及び場所の詳細を別途連絡する。

(2) 開札時の立ち会い

入札参加者が電子入札システムにより入札した場合は、開札時の立会いは不要とするが、承諾を得て紙による入札を行う者は、開札時に立ち会うこと。なお、紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、分任支出負担行為担当官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

17 入札の無効

本公告及び入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時点において指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他開札時点において上記 5 に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

18 施工体制確認のためのヒアリングの実施及び追加資料の提出

(1) ヒアリング

施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施する。

なお、調査基準価格以上の有効な価格で申し込みをした入札参加者に対しては、ヒアリングに換え「施工体制確認票」の提出を求めることがある。調査基準価格は、別紙一2による。

① ヒアリングに関する連絡

開札後、別表 1 ⑪に示す期日までに、入札参加者あてに電子入札システムにより連絡する。なお、予定価格を超過した入札参加者には連絡を行わない。

② ヒアリング日時 別表1⑫に示す日時。施工体制確認票による場合は、電子入札システムにより送付するので、必要な事項を記入し、別表1⑬に示す期日までに提出すること。

③ ヒアリング場所 東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所

④ 追加資料の提出

ア 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条の基準に基づく価格（調査基準価格）に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料（追加資料様式1～11）の提出を求める。追加資料様式は、別紙-2による。ただし、様式11はコスト縮減を申し出る者のみ提出するものとする。

イ 追加資料を提出すべき旨の連絡は、上記①の連絡の際に併せて対象者あて連絡する。
ウ 追加資料の提出期限は、別表1⑭に示す期日までとする。

なお、開札後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合があり、この際に追加資料の提出の意向のない者については、開札後、追加資料の提出を行わない旨を、別表1⑮に示す期日までに書面にて提出するものとする。詳細は、上記①の連絡の際に連絡する。

追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする、

エ 追加資料の各様式に記載した内容を立証するため、追加資料と合わせて入札者が必要と認める添付書類を提出することができる。

オ いったん提出された追加資料及び添付資料の修正及び再提出は認めない。

⑤ その他

ア 入札参加者別のヒアリングは原則1回とし、日時及び場所の詳細については別途連絡する。

イ ヒアリングの対応者は、工事費内訳書及び追加資料の内容を説明できる者とする。なお、上記④のアに該当する者については、ヒアリングの際、説明者及び配置予定技術者を含む最大3名までを出席させるとともに、工事費内訳書及び追加資料の記載内容の確認を行うため、それぞれの根拠となる資料を持参すること。

ウ 上記④のアに該当する者以外の入札参加者についても、ヒアリングのための追加資料を求めることがある。

エ 追加資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合又は追加資料の記載内容が適正でない（未記載、未定を含む。）場合は、入札を無効とすることがある。

オ 上記14の(2)の再度の入札を実施する場合は、ヒアリングの日程等を別途連絡する。

カ 施工体制に関する審査方法は、別紙-2による。

また、施工体制の評価結果に応じて、加算点を減ずる措置を行う。

(2) 重点的な調査

入札参加者の申込みに係る価格（VE提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を上記(1)の④ア追加資料様式11の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそ

れがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用の項目ごとの金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

19 落札者の決定方法

(1) 上記8に定める「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

また、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、別紙-3による予決令第86条の調査を行うものとする。

20 配置予定の技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者又は監理技術者の変更は認められない。

また、落札決定後、落札者となった者は、契約締結までに、配置予定の主任技術者又は監理技術者が営業所の専任技術者と重複状況を確認するため、建設業法及び建設業法施行令に基づく書面を提出すること。

21 契約書作成の要否

工事請負契約書（例）により、工事請負契約書を作成するものとする。

22 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し。

23 支払条件

前金払は、請負代金額の40%以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応
入札説明書-17

じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

24 談合等不正行為があった場合の違約金等

(1) 受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- ② 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものといい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ③ 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- ④ この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(2) 受注者が上記（1）の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

25 契約締結後の技術提案

(1) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案（以下「契約後 V E 提案」という。）できる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金の変更を行うものとする。詳細については、特別仕様書等による。

- (2) 契約後VE提案の内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
- (3) 発注者が契約後VE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、契約後VE提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。
- (4) 総合評価落札方式の技術提案事項については、契約後VE提案の対象としない。

26 電子入札システム

- (1) 電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、**別記様式9**にその理由を記載し、承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (2) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に代える場合がある。
- (3) 電子入札システムに係る運用については、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）によるものとする。（東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）
- (4) 電子入札システムについての問い合わせ先
農林水産省 電子入札ヘルプデスク
TEL: 048-254-6031
質問のメールを送信する際には、会社名（機関名）、部署名、役職、氏名、連絡先をご記入下さい。
Email: help@maff-ebic.go.jp

27 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

28 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (2) 入札参加者は、東北農政局競争契約入札心得及び工事請負契約書（例）を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格がないものとともに、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、**別記様式3**に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

(5) 競争参加資格確認申請後に申請を取り下げる場合は、**別記様式10**にその理由を記載し、次の場所に持参、郵送又は託送により提出すること。

また、競争参加資格確認通知後に参加資格を認められた者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより入札辞退届を提出するとともに、別途、**別記様式10**にその理由を記載し、次の場所に持参、郵送又は託送により提出すること。

提出場所 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 契約事務担当

〒960-0241 福島県福島市笹谷字稻場 38-7

電話 024-555-3780（代表）

(6) 別冊図面及び別冊仕様書等

① 上記4の(3)「別冊図面及び別冊仕様書等」とは、次の図書とする。

ア 特別仕様書

イ 現場説明書

ウ 図面

エ 東北農政局競争契約入札心得

オ 工事請負契約書（例）

② 上記①の図書のうち、「東北農政局競争契約入札心得」及び「工事請負契約書（例）」については、東北農政局ホームページ

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html> の【発注・入札情報、その他公表事項】よりダウンロードできる。

③ 競争参加資格確認の通知日において「別冊図面及び別冊仕様書等」の再交付を行う場合がある。

(7) 当該手続等についての問い合わせ先

上記3と同じ。

(8) 被災地域における被災農林漁家等の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災農林漁家等の雇用においては、賃金等の支払いが適正、かつ、遅滞なく行われるよう配慮すること。

(9) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

① 受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人としない。

② 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次

の措置を講じるものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

イ 工事成績評定等の減点を行う。

ウ 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

③ 上記②に掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかつた場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかつた場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

イ 工事成績評定等の減点を行う。

ウ 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(10) 電子契約システムについて

① 本件は、契約手続にかかる書類の接受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。

② 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続を希望する者は、紙契約方式への変更承諾願（別記様式14）を提出しなければならない。

③ 電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

(11) 積算参考資料（工程表）の取扱いについて

本工事は、入札公告時に「積算参考資料（工程表）」として概略工程表を参考配布する試行工事である。

なお、配布する「積算参考資料（工程表）」の内容についての質問は、原則として受け付けない。

(12) 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であつて、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであつて、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

(13) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

別表1 入札手続に係る期間等

①	申請書及び確認資料の提出期間 令和7年5月30日から令和7年6月10日までの午前9時から午後5時まで。ただし、最終日については、午後3時までとする。(注)
②	入札説明書に対する質問の受領期間 令和7年5月30日から令和7年6月20日まで（競争参加資格要件等に係る質問については令和7年5月30日から令和7年6月3日まで）の午前9時30分から午後5時まで。ただし、最終日については午後3時までとする。(注)
③	上記②に対する回答期間 令和7年5月30日から令和7年6月24日まで（競争参加資格要件等に係る質問については令和7年5月30日から令和7年6月5日まで）の午前9時30分から午後5時まで。ただし、開始日はともに午後3時からとする。(注)
④	競争参加資格の確認結果の通知 令和7年6月17日までに電子入札システムにより行うものとし、書面による通知は行わない。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は書面で通知する。
⑤	競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明要求期限 ：令和7年6月23日午後5時まで
⑥	上記⑤に対する回答期限：令和7年7月2日まで
⑦	入札書の受領期限：受付開始は令和7年6月26日 午前9時から ア 電子入札システムによる入札の締め切り：令和7年7月1日 午前10時00分 イ 紙入札方式により持参する入札の受領期限：上記アと同じ ウ 郵送による入札の受領期限：令和7年6月30日 午後4時00分
⑧	開札日時：令和7年7月1日 午前11時00分
⑨	施工体制確認のためのヒアリングに関する連絡期日：令和7年7月1日まで
⑩	施工体制確認のためのヒアリング日時 令和7年7月2日から令和7年7月4日までの午前9時30分から午後5時まで。(注)
⑪	施工体制確認票の提出期限日：令和7年7月2日 午前11時30分まで
⑫	施工体制確認のための追加資料の提出期限日：令和7年7月3日午前11時30分まで
⑬	施工体制確認のための追加資料の提出を行わない旨の書面提出期限日 ：令和7年7月2日午前11時30分まで

(注) 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。

別紙－1 評価の基準

(簡易Ⅱ型)

1 施工体制評価点（30点）について

評価項目	評価基準	評価点
①品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる。	15
	品質管理に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる。	5
	その他	0
②施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる。	15
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる。	5
	その他	0

2 加算点（30点）について

企業評価及び技術者評価について評価した結果、得られた「評価点の合計値」に、加算点の最高点30点を評価点の最高点（満点）35.5点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。（加算点＝評価点の合計値×（加算点の最高点30点／評価点の最高点（満点）35.5点））

（1）企業評価

評価項目	評価基準	評価点
①優良工事表彰実績（地域貢献活動表彰を除く） 農業農村整備事業等直轄工事における過去3年間（年度）に表彰された優良工事の有無	農林水産大臣又は農村振興局長の表彰の実績あり（全国直轄工事を対象）	2
	東北農政局長の表彰の実績あり（管内直轄工事を対象）	1
	事業（務）所長の表彰の実績あり（管内直轄工事を対象）	0.5
	実績なし	0
②学術技術最優秀賞の表彰実績 全国直轄工事における過去3年間（年度）の表彰に選定された学術技術最優秀賞の表彰工事	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土地改良工事等学術技術最優秀賞の表彰の実績あり	1
	実績なし	0

の有無		
③工事成績評定（平均点） 全国直轄工事（北海道開発局を除く）における過去3年間（年度）に完成した全工種の平均点	80点以上	2
	75点以上80点未満	1
	75点未満、又は実績なし	0
④地域精通度 福島県内 に本社（本店）を有していること、又は、過去3年間（年度）における 福島県発注 の農業農村整備工事に係る優良工事等表彰実績の有無	本社（本店）を有している又は表彰の実績あり	1
	本社（本店）を有していない又は表彰の実績なし	0
⑤地域への貢献、地域貢献活動への支援（継続的な支援活動） 管内直轄工事における優良工事表彰（地域貢献活動のうち、農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工への支援活動、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等にかかるもの）において、過去3年間（年度）に表彰された実績の有無及び管内における過去3年間（年度）に行なった農村の地域貢献活動の継続的な支援実績活動の実績（無償に限る）の有無	地域貢献活動の表彰実績（農林水産大臣、農村振興局長、東北農政局長）あり	2
	農村の地域貢献活動の継続的な支援実績（農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工への支援活動、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対する企業としての継続的な支援実績）あり	1
	実績なし	0
⑥地域への貢献、地域貢献活動への支援（地域農産物消費拡大等の継続的な活動） 管内直轄工事における優良工事表彰（地域貢献活動のうち、地域農産物消費拡大等の活動にかかるもの）において、過去3年間（年度）に表彰された実績の有無及び管内の地域農産物消費拡大等の活動に対しての支援実績（無償に限る）の有無	地域貢献活動の表彰実績（農林水産大臣、農村振興局長、東北農政局長）あり	2
	会社の自発的取組であって、かつ第三者との連携した活動実績あり	1
	会社の自発的な活動実績あり	0.5
	実績なし	0

⑦地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害協定） 管内における 土地改良施設等を対象とした国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等との災害協定の締結の有無 (所属する建設協会等が協定を締結する場合を含む。競争参加資格申請締切日の前日までに締結を行っているもの)	土地改良施設等を対象とした国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等との災害協定の締結あり	1
	災害協定なし	0
⑧地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害活動等実績） 管内における過去3年間（年度）に行った災害活動又は家畜防疫活動の実績（有償・無償を問わない）の有無	災害協定に基づく災害活動実績あり（除雪作業は含まない）	1
	災害協定に基づかない災害活動実績あり 国及び地方公共団体の除雪作業（通常時も含む）の実績あり 家畜防疫活動の実績あり（防疫協定の有無を問わない。）	0.5
	実績なし	0
⑨地域への貢献、地域貢献活動への支援（多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）に対する継続的な支援実績） 管内における過去3年間（年度）に行った多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）の構成員として行う継続的な支援実績。 なお、その組織の行う活動計画において保全管理する区域が地域振興立法8法のいずれかに該当するものに限る。 (広域活動組織に属する活動組織の構成員である場合、広域活動組織は評価せず、活動組織を評価する。)	5組織以上	3
	3～4組織	2
	1～2組織	1
⑩当該地域内の施工実績 福島県内 において過去3年間（年度）に完成した農業農村整	当該地域内の農業農村整備関係部門（国営、県営、団体営）工事の施工実績あり	2

備関係部門（国営、県営、団体営）工事の施工実績の有無	当該地域内での農業農村整備関係部門（国営、県営、団体営）工事の施工実績なし	0
⑪当該年度の管内直轄工事の契約件数 契約金額 <u>1.1億円</u> （税込み） 以上で、公告日までに当初契約締結したもの	0件 1件 2件以上	3 1 0
⑫週休2日制の履行実績 管内直轄工事において前年度に通知された「週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書」の有無	あり なし	1 0
⑬ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況	次に掲げるいずれかの認定等を受けている ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。（以下「女性活躍推進法」という。））に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※1 ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号（以下「次世代法」という。））に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。（以下「若者雇用促進法」という。））に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 該当なし	0.5 0
⑭賃上げの実施の表明	令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している 【大企業】	2

	令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している 【中小企業等】	
	上記に該当しない	0
⑯情報化施工技術の活用	当該工事においてUAV空中写真測量出来形管理技術、TLS出来形管理技術、UAVレーザー出来形管理技術、地上移動体搭載型LS出来形管理技術、ICT建設機械施工技術のいずれかを活用	1
	活用しない	0
⑰不正又は不誠実な行為等 管内直轄工事	営業停止、指名停止、不誠実な行為による文書注意の履歴あり	-2
	なし	0

(2) 技術者評価

評価項目	評価基準	評価点
①配置予定技術者の資格取得後の経験年数 資格取得後の経験年数（ <u>1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士のいずれかに該当する者</u> になってから入札公告日まで）	5年以上 5年未満	1 0
②配置予定技術者の保有資格 配置予定技術者の資格の有無	技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学若しくは当該工事に該当する技術部門の選択科目）、農業土木技術管理士、農業水利施設補修工事品質管理士、畑地かんがい技士、農業水利施設機能総合診断士、コンクリート技士のいずれかの資格あり 該当資格なし	1 0
③工事の施工経験 管内で施工した工事において主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として従事した次の工事の施工経験	過去3年間（年度）に主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として左記の工事の施工経験あり 過去4～10年間（年度）に主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として左記の工事の施工経験あ	2 1

(評価対象とする工事) 水路工事 (施工延長 L=500m 以上)	り	
	過去 11 年間（年度）以前に左記の工事の施工経験あり又は左記の工事の施工経験なし	0
④従事工事の優良工事表彰実績 農業農村整備事業等直轄工事における過去 3 年間（年度）に表彰された主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として従事した工事の優良工事表彰実績の有無	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として従事した工事で農林水産大臣、又は 農村振興局長の表彰実績あり（全国直轄工事を対象）	2
	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として従事した工事で東北農政局長の表彰の実績あり（管内直轄工事を対象）	1
	主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として従事した工事で事業（務）所長の表彰実績あり（管内直轄工事を対象）	0.5
	表彰の実績なし	0
⑤従事工事の学術技術最優秀賞の表彰実績 全国直轄工事における過去 3 年間（年度）の表彰に選定された主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として従事した工事の学術技術最優秀賞表彰実績の有無	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土地改良工事等学術技術最優秀賞の表彰実績あり	1
	表彰の実績なし	0
⑥当該地域内での施工実績 福島県内 において過去 3 年間（年度）に完成した主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として従事した農業農村整備関係部門（国営、県営、団体営）工事の施工実績の有無	当該地域内での農業農村整備関係部門（国営、県営、団体営）工事の施工実績あり	2
	当該地域内での農業農村整備関係部門（国営、県営、団体営）工事の施工実績なし	0
⑦継続教育（CPD）への取組状況 継続教育の前年度の取得ポイント（15 ポイント以上）の証明の有無	農業農村整備に関する継続教育【（公社）農業農村工学会発行】の証明（15 ポイント以上の取得）有り	2
	上記以外の建設系 CPD 協議会に加盟する機関が発行する継続教育の証	1

	明（15 ポイント以上の取得）あり	
	継続教育の証明が 15 ポイント未満、又は 証明なし	0

＜備考＞

- ・ 「全国直轄工事」とは、元請として完成・引渡しが完了した東北農政局を含む地方農政局、沖縄総合事務局及び北海道開発局所管の農業農村整備事業等による国営工事をいう。
- ・ 「管内直轄工事」とは、元請として完成・引渡しが完了した東北農政局所管の農業農村整備事業等による国営工事をいう。
- ・ 「管内工事」とは、元請として完成・引渡しが完了した東北農政局管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内）で施工した工事をいう。
- ・ 表中の「過去〇年間（年度）」とは、以下の通りの期間とする。

「過去 10 年間（年度）」は、H27 年度（H27(2015).4.1）～R6 年度（R7(2025).3.31）の期間

「過去 5 年間（年度）」は、R2 年度（R2(2020).4.1）～R6 年度（R7(2025).3.31）の期間

「過去 3 年間（年度）」は、R4 年度（R4(2022).4.1）～R6 年度（R7(2025).3.31）の期間

「過去 1 年間（年度）」及び「前年度」は、R6 年度（R6(2024).4.1～R7(2025).3.31）の期間

- ・ 工事に係る取引において、当該事業者又は当該事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が行った入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に違反した行為が認められた工事は、企業及び技術者の工事実績の評価の対象から除外する。
- ・ （1）⑤の「地域への貢献、地域貢献活動への支援（継続的な支援活動）」は、「過去 3 年間（年度）における年 1 回以上の地域貢献活動を連續した 2 力年（年度）以上にわたり継続的に実施した実績」を評価の対象とする。ただし、緊急事態宣言が発動された年度において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な活動実績の対象期間から除くことができるものとし、「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去 3 年間（年度）における継続的な活動実績」と読み替えることができるものとする。
- ・ （1）⑥の「地域への貢献、地域貢献活動への支援（地域農産物消費拡大等の継続的な活動）」については、過去 3 年間（年度）の表彰実績及び活動実績を評価の対象とする。令和 6 年度における単年度のみの活動実績についても評価の対象とする。
- ・ （1）⑧の「地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害活動等実績）」は過去 3 年間（年度）において 1 回以上の災害活動等を実施した実績を評価

の対象とする。

- ・ (1) ⑤～⑨の合計点数が6点以上の場合最大6点として評価する。
- ・ (1) ⑪の「当該年度の管内直轄工事の契約件数」は、共同企業体として受注した工事については、出資比率に関係なく、その工事の契約金額が対象額以上であれば1件の工事とする。
- ・ (1) ⑬の「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況」は、以下について評価の対象とする。

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）（女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出している企業（**常時雇用する労働者の数が100人以下**のものに限る。）

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）（次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定（ユースエール認定企業）された企業

- ・ (1) ⑭の「賃上げの実施の表明」について加点を希望する入札参加者は、**企業評価様式5**の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。共同企業体が加点を受けるには、各構成員による表明が必要である。

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行い、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

詳細は、別紙－1－5「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点について」による。

- ・ (1) ⑮の「情報化施工技術の活用」について、受注者が活用する旨の申請をしたにもかかわらず、受注者の責により履行されなかつたと判断された場合は、**工事成績評定から3点を減点**するものとする。
- ・ (1) の「不正又は不誠実な行為等」の評価については、以下の基準による。

基 準 日	競争参加資格申請書の提出期限の最終日
措置対象	営業停止、指名停止、文書注意

対象期間	文書注意の場合、発出日から 2ヶ月間
	指名停止 3ヶ月未満の場合、措置後 3ヶ月間
	指名停止 3ヶ月以上、6ヶ月未満の場合、措置後 6ヶ月間
	指名停止 6ヶ月以上の場合、措置後 12ヶ月間
	営業停止 措置後 12ヶ月間

※ マイナス評価期間中に再度措置（同一の行為により、営業停止、指名停止を措置された場合等を含む）された場合は、後発の措置終了の日と比較して長期となる期間をマイナス評価期間とする。

- （2）③の「工事の施工経験」の対象工事は、配置予定技術者が本表に示してある工事に該当する工種の施工期間の3分の2又は8箇月以上従事した工事とする。

なお、今年度以降に完成する工事の場合は、過年度までの施工経験を対象とする。

- （2）④の「従事工事の優良工事表彰実績」及び⑤の「従事工事の学術技術最優秀賞の表彰実績」は、配置予定技術者が当該工事に従事した期間が工期の3分の2以上となる工事を評価の対象とする。

- （2）⑦の「継続教育（CPD）への取組状況」における継続教育の取得ポイントの「証明書」は、前年度（R6.4.1～R7.3.31）の期間の単位取得が証明された「証明書」を有効とする。

なお、前年度の「証明書」の発行が当該発行機関において、申請締切日までに行われていない場合に限り、前々年度（R5.4.1～R6.3.31）の期間の「証明書」も有効とする。

（3）企業評価及び技術者評価に係る評価項目毎の該当状況を証明できる資料の提出について

企業評価及び技術者評価に係る評価項目毎の該当状況については、「別記様式5」に記載のうえ、「評価項目毎の該当状況を証明できる資料」を添付すること。「評価項目毎の該当状況を証明できる資料」とは、下表に示す資料とする。提出された証明書類等の修正、追加は認めないことから提出にあたっては間違いないよう十分注意すること。

なお、配置予定技術者において複数の候補者を記載した場合は、資格等の評価が低い者で審査するが、評価項目毎の該当状況を証明できる資料については、全ての候補者について提出すること。

【企業評価】

評価項目	評価項目毎の該当状況を証明できる資料
①優良工事表彰実績（地域貢献活動表彰を除く）	「優良工事表彰状」の写し なお、提出する資料は上位表彰1件のみでよいものとする
②学術技術最優秀賞の表彰実績	「全国土地改良工事等学術技術最優秀賞 表彰状（又は認定証）」の写し
③工事成績評定（平均点）	「工事成績評定通知書」の写し及びそれを基に平

	均点を算出した計算書（企業評価様式1）
④地域精通度	該当する県発注の農業農村整備工事に係る優良工事等表彰実績で申請する場合は、当該「優良工事表彰状」の写し
⑤地域への貢献、地域貢献活動への支援（継続的な支援活動）	<p>次のア又はイのいずれかの資料 ア 「優良工事表彰状」の写し イ 活動実績（企業評価様式2－1）及び支援内容、活動状況を証明できる資料（主催者の証明書、新聞記事、表彰状、謝状等）</p> <p>※詳細は、別紙－1－1「地域への貢献、地域貢献活動への支援（継続的な活動）について」を参照のこと</p>
⑥地域への貢献、地域貢献活動への支援（地域農産物消費拡大等の継続的な活動）	<p>次のア又はイのいずれかの資料 ア 「優良工事表彰状」の写し イ 活動実績（企業評価様式2－2）及び支援内容、活動状況を証明できる資料（主催者からの証明書、新聞記事、表彰状、謝状等）</p> <p>※詳細は別紙－1－2「地域への貢献、地域貢献活動への支援（地域農産物消費拡大等の継続的な活動）について」を参照のこと</p>
⑦地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害協定）	<p>当該機関との協定の写し等、協定の内容が確認できる資料</p> <p>※詳細は別紙－1－3「地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害協定）について」を参照のこと</p>
⑧地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害活動等実績）	<p>施設管理者からの証明書等の他、活動状況写真等活動内容が確認できる書類</p> <p>※詳細は別紙－1－4「地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害活動等実績）について」を参照のこと</p>
⑨地域への貢献、地域貢献活動への支援（多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）に対する継続的な支援実績）	<p>継続活動実績の証明書及び企業評価様式2－3</p> <p>※詳細は別紙－1－6「地域への貢献、地域貢献活動への支援（多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）に対する継続的な支援実績）について」を参照のこと</p>
⑩当該地域内の施工実績	当該地域内で農業農村整備関係部門（国営、県営、団体営）工事の施工実績が証明できる「工事カルテ」等の写し
⑪当該年度の管内直轄工事	当該年度の管内直轄工事の契約件数（企業評価様式1）

の契約件数	式 3)
⑫週休 2 日制の履行実績	管内直轄工事で受けた「週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書」の通知の写し（代表工事 1 件でよい。）
⑬ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況	認定の取得状況（ 企業評価様式 4－1 又は 4－2 ）及び該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届の写し等）
⑭賃上げの実施の表明	従業員への賃金引上げ計画の表明書（ 企業評価様式 5 ） ※詳細は別紙－1－5 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点について」を参照のこと
⑮情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用希望（ 企業評価様式 6 ）
⑯不正又は不誠実な行為等	該当する場合にあっては、営業停止、指名停止、文書注意の通知の写し

【技術者評価】

評価項目	評価項目毎の該当状況を証明できる資料
①配置予定技術者の資格取得後の経験年数	「技術検定合格証明書」の写し
②配置予定技術者の保有資格	「資格証明書」の写し
③工事の施工経験	従事した役職及び従事時期が証明できる「工事カルテ」等の写し。工事期間と従事期間が相違する場合は、従事した役職が証明できる「工事カルテ」等の写し、及び工事期間内に当該工事で必要な施工実績が経験されていることを確認できる資料
④従事工事の優良工事表彰実績	「優良工事表彰状」の写し及び当該工事に従事したことが証明できる「工事カルテ」等の写し。提出する資料は上位表彰 1 件のみでよいものとする。
⑤従事工事の学術技術最優秀賞の表彰実績	「全国土地改良工事等学術技術最優秀賞 表彰状（又は認定証）」の写し及び当該工事に従事したことが証明できる「工事カルテ」等の写し
⑥当該地域内の施工実績	当該地域内で農業農村整備関係部門（国営、県営、団体営）工事の施工実績が証明できる「工事カルテ」等の写し
⑦継続教育（CPD）への取組状況	「CPD 取得証明書」「継続学習制度（CPDS）学習履歴証明書」などの建設系 CPD 協議会に加盟する機関が発行する継続教育取得証明書の写し

地域への貢献、地域貢献活動への支援（継続的な活動）について

1. 対象とする地域貢献活動

優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績及び東北農政局管内における農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工活動、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績

継続的な支援実績の具体的活動内容は、以下に例示するような活動で企業が開催、共催、または協賛等で参画したものとする。（無償で実施したものに限る。）

（1）農地・農業用水等の資源保全活動

- ・地域で行われる水路の泥上げや草刈り、ため池の清掃、農道の道普請などの共同活動に企業が社員を参加させるなど、農地農業用水等の資源の適切な保全管理に寄与する活動。

（2）造成施設の保全管理活動

- ・水路やため池などの農業水利施設を施工した企業が、供用中の施設について大雨や地震後に土地改良区等の施設管理者と見回りを行い、構造物の目地詰め、遮水シートの補修、倒木の緊急処理等の適切な処理を行うなど、造成施設の健全な保全管理に寄与する活動。

（3）農村環境保全活動

- ・生態系に配慮した施設の設計・施工を行った企業が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング、フォローアップを行う等、農村環境の保全に寄与する活動。
- ・地域が行う水路法面へのグランドカバープランツ等の植栽活動等に企業が社員を参加させ、農村景観の形成・保全に寄与する活動。

（4）住民参加型直営施工への支援活動

- ・住民参加型直営施工により、管理用道路の安全施設や簡易な舗装、石積水路の施工などをを行う場合に、施工方法や事故防止等について技術指導を行ったり、必要に応じ資機材の提供を行うなど、直営施工を支援する活動。

（5）荒廃農地解消活動

- ・市町村が策定する荒廃農地解消計画に位置付けられた荒廃農地を解消するための活動に企業が社員を参加させる。または、資機材の提供を行うなどの活動。

（6）農村地域防災活動

- ・溢水の恐れのある水路の天端に土嚢を積んだり、災害被害の発生に備え排水ポンプを準備・設置する等、農村地域の防災活動に企業として寄与する活動。
- ・渇水時に、揚水ポンプを土地改良区等と調整しながら必要な箇所に提供・設置するなど、地域の干ばつ被害の軽減に寄与する活動。
- ・豪雪時における農村地域の除雪（重機、雪降ろし等のボランティア）活動。（災害活動実績（国及び地方公共団体からの指示等による道路の除雪）に該当するものは除く。）
- ・企業の社員が「農村災害復旧専門技術者」^(注)として、施設の防災点検や災害発生時の応急対策の指導及び地方自治体が行う災害復旧業務への技術的支援を行うなど、地域の防災・災害復旧にかかる応援活動。

（注）自治体の行う災害復旧を支援するため、専門資格制度として平成18年度から資格認定が開始されたもの。（事務局は全土連）

(7) その他農村地域の振興に寄与する活動

- ・(1)～(6)に記載した活動のほか、農業の有する食糧を安定的に供給する機能及び多面的機能を十全に發揮させ、農村地域の振興に資するため、自治体やNPO等の団体が行う活動に対して、当該企業が相当程度貢献したと認められる場合。

2. 認定に当たっての留意事項

(1) 企業の貢献内容の証明の提出

企業としてどう具体的に関わっていたのか、企業としての支援内容、活動状況を証明できる資料（主催者の参加証明書、新聞記事、表彰状、感謝状等）を提出すること。

なお、上記証明資料の添付がない場合は、評価の対象としない場合がある。

ア) 地域貢献活動の表彰実績については、「優良工事表彰状」の写し。

イ) 農村の地域貢献活動実績については、企業としての継続的（2年以上）な支援内容、活動状況を証明できる資料（主催者の参加証明書、新聞記事、表彰状、謝状等）。

(社員の参加に対する支援の例)

- ① 職務専念義務を免除したり、会社の業務として参加することを推奨するなどにより広く社員が参加できる条件を整えた。
- ② 社員が活動に参加するのに会社の車の使用を許可したり旅費を支給するなど、物的・経済的な支援を行った。

(活動に対する企業自らの支援の例)

- ① 活動に必要な資材、重機、オペレーター等を提供した。
- ② 活動に対し、労務提供、活動経費負担などの支援を行った。

(2) その他

より地域に密着した地域貢献活動を推進するため、過去3年間（年度）における継続的な活動実績を対象とする。

ア) 過去3年間（年度）における継続的な活動実績とは、「過去3年間（年度）における年1回以上の地域貢献活動を連続した2カ年（年度）以上にわたり継続的に実施した実績」

なお、緊急事態宣言が発動された年度において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な活動実績の対象期間から除くことができるものとし、「過去3年間（年度）における年1回以上の地域貢献活動を連続した2カ年（年度）以上にわたり継続的に実施した実績」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間（年度）における継続的な活動実績」と読み替えることができるものとする。

イ) 国営事業（務）所の工事請負者等で構成される「安全対策協議会（仮称）」で実施された地域貢献活動は評価の対象としない。

ウ) 個人が単独で参加した活動実績については、企業活動として認めない。

エ) 次のような場合で、企業の活動が高く評価されているとみなされる場合は、地域貢献活動（継続的な活動実績）の証明として認める。

① 主催者である地方自治体やNPO等の団体から、企業に対し表彰状、感謝状等が授与されている。

② 1の対象とする地域貢献活動への参加をはじめ、農村地域の振興を趣旨とする活動を行っているNPO等の団体から企業に対し表彰状等が授与されている。

別紙－1－2

地域への貢献、地域貢献活動への支援（地域農産物消費拡大等の継続的な活動）について

1. 対象とする地域貢献活動

管内直轄工事における優良工事表彰（地域貢献活動のうち、地域農産物消費拡大等の活動にかかるもの）において、過去3年間（年度）に表彰された実績及び以下（1）及び（2）に示す過去3年間（年度）における東北管内の地域農産物消費拡大等の活動に対しての企業としての支援実績（無償で実施したものに限る。令和7年度に入札契約手続きを開始する工事における地域農産物消費拡大等の継続的な活動実績については、令和6年度における単年度のみの活動実績についても評価の対象とする。）

（1）会社の自発的取組であって、かつ第三者との連携した活動実績

自社の自発的な活動であって、かつ管内の地域活動団体等との連携により、管内における地域農産物消費の拡大等に寄与する活動。

（2）会社の自発的な活動実績

自社の自発的な活動として取組む、管内における地域農産物消費拡大等に寄与する活動。

具体的活動内容は、以下に例示するような活動を評価対象とする。

評価の有無	分類	取組例
評価対象	会社の自発的な取組であって、かつ第三者との連携による活動	農繁期（収穫、摘果など労力を要する作業）におけるボランティア支援活動
		販売促進会へのボランティア支援
		地域特産品のPR活動（ポスター掲示）
		食に関する出前授業
		イベントでの地域農産物（加工品含む）の販売活動
		鳥獣被害防止のための防護柵、罠の設置
		ドローンによる生育状況の確認支援
		地域特産品開発への参画
		地域産の災害用備蓄食料の確保
		自社農地で農業
評価対象外	一部の社員による活動	社員食堂における地域産品メニューの推進
		地域農産物消費における国民運動への賛同意思を名刺に表記
		近隣の道の駅で地域農産物（加工品含む）の購入
		一部の会社員が近隣施設でうどん打ち体験
		一部の会社員が近隣の農業法人で農業収穫体験

2. 認定に当たっての留意事項

（1）企業の貢献内容の証明の提出

企業としてどう具体的に関わっていたのか、企業としての支援内容、活動状況を証明できる資料を提出すること。

- ア) 地域貢献活動の表彰実績については、「優良工事表彰状」の写し。
 - イ) 地域農産物消費拡大等の活動にかかる支援実績については、過去3年間（年度）における支援内容、活動状況を証明できる資料（第三者との連携に関する覚書、新聞記事、謝状、企業の公式HP若しくは公式SNSによる発信状況等）。
- なお、上記証明資料の添付がない場合は、評価の対象としない場合がある。

(2) その他

- ア) 国営事業（務）所の工事請負者等で構成される「安全対策協議会（仮称）」で実施された地域貢献活動は評価の対象としない。
- イ) 個人が単独で参加した活動実績については、企業活動として認めない。

別紙－1－3

地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害協定）について

1. 対象とする地域貢献活動

土地改良施設等（農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設）を対象とした国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等との災害協定の締結（災害協定上の活動範囲が管内の地域又は施設を対象としたもの）

- ア) 災害協定が締結されたものを評価の対象とする。
- イ) 所属する建設協会等が締結した災害協定を含む。

なお、協定を締結した建設協会等が、他の者（建設協会を含む。）と当該協定に係る災害時の活動の実施に関する協定（連携協定）を締結した場合などにおいては、災害時に実際に活動する者を評価の対象とする。

2. 認定に当たっての留意事項

（1）企業の貢献内容の証明の提出

当該機関との協定の写し等、協定の内容が確認できる資料を提出すること。

建設協会等が締結した協定の場合は、協定の内容が確認できる資料のほか、協会の会員名簿等、建設協会等の会員であることが確認できる資料を添付すること。

なお、上記証明資料等の添付がない場合は、評価の対象としない場合がある。

- ア) 災害協定については、競争参加資格申請書締切日の前日までに締結を行っているものを認める。
- イ) 災害協定については、継続性を求めるものとする。
- ウ) 協定の写し等において、対象範囲が土地改良施設等であるか明記されていない場合は、評価の対象にできないので、この場合は、当該機関からの証明書等、対象範囲が確認できる資料を添付すること。

別紙－1－4

地域への貢献、地域貢献活動への支援（災害活動等実績）について

1. 対象とする地域貢献活動

災害活動又は家畜防疫活動（以下、「災害活動等」という。）の実績（災害協定又は防疫協定の締結の有無を問わない。土地改良施設等以外も対象。）

ア) 災害活動の実績を評価の対象とする。

①災害活動等の実績とは、災害又は家畜伝染病まん延時に、国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等より、緊急的に出動指示を受け、実施した活動をいう。

②災害活動等にかかる訓練や演習は、災害活動等の実績として、評価の対象としない。

イ) 国及び地方公共団体の除雪作業（通常時を含む）の活動実績を評価の対象とする。

①除雪作業の実績は、国及び地方公共団体からの指示等による道路の除雪作業の実績を評価の対象とする。

②道路の除雪とは、一般交通用に供される道路（一般国道、県道、市町村道及び農道）の除雪とする。

③通常時とは、災害発生時でない通常の積雪時の除雪作業のことをいう。

2. 認定に当たっての留意事項

（1）企業の貢献内容の証明の提出

災害活動等実績について、施設管理者からの証明書又は感謝状等の写しの他、活動状況写真等活動内容が確認できる書類を提出すること。

なお、上記証明資料の添付がない場合や施設管理者以外からの証明書は、評価の対象としない場合がある。

ア) 災害活動等実績については、有償・無償問わず評価の対象とする。

イ) 災害活動等実績については、継続性を求めるものとする。

ウ) 災害協定又は防疫協定に基づく災害活動等実績の場合は、施設管理者からの証明書等において、当該協定に基づき実施した活動である旨を分かること。

エ) 緊急的に出動指示を受け、実施した活動の場合は、指示書、依頼書等を提出するものとする。口頭での指示の場合にあっては、後日の指示書等があり、それをもって証明できれば可とする。

オ) 除雪の活動実績については、施設管理者との契約書等の他、活動実績が証明できる資料（日報（1日分で可）あるいは実績清算書等）がない場合は評価の対象としない。

別紙－1－5

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討されたことを受け、総合評価落札方式による直轄工事においては、以下により賃上げ実施企業に対して加点措置を行うこととする。

1. 適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式による直轄工事

2. 評価点

評価項目	評価基準	評価点
【企業評価】 賃上げの実施の表明	<u>令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年（暦年）において</u> 、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している。 【大企業】 <u>令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年（暦年）において</u> 、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している。 【中小企業等】	標準A型は3点 (ヒアリングを実施する場合は3.5点) 標準B型は3点 簡易I型は3点 簡易II型は2点

3. 加点を希望する際の提出資料

本項目の加点を希望する入札参加者は、**企業評価様式5「従業員への賃金引上げ計画の表明書」**（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

4. 賃上げ実績の確認

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙－1－5－1①又は別紙－1－5－1②の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として、当該事業年（度）分及びその前年（度）分の「法人事業概況説明書」（別紙－1－5－2）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定

「調書合計表」（別紙1－5－3）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙－1－5－2）の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙－1－5－2の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙－1－5－3）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ⓐ 傅給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、暦年単位の場合は別紙－1－5－3の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の確認に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙－1－5－4のとおりである。

（※）上記資料を提出する際には、受注案件名を記載した任意の書面も併せて提出すること。複数の受注案件がある場合は全ての受注案件を記載して一度に提出することも可能とする。なお、その場合の別紙－1－5－2又は別紙－1－5－3は1件分の提出で構わない。

契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該契約の相手方の事業年度等が終了した後、速やかに東北農政局総務部会計課が確認を行う。本項目で加点を受けた契約の相手方は、上記に示す書類を事業年度等終了月の末日から3ヶ月以内に、東北農政局総務部会計課事業経理調整係に提出するものとする。

なお、実績確認窓口の一元化として、同一の賃上げ実施期間において、複数の部局等（各地方農政局及び農村振興局）に跨がって契約を行った契約相手方は、当該部局等の中から実績整理表の確認の代表窓口となる部局等（以下「代表部局」という。）を任意に選定することができる。この場合において、契約相手方は、賃上げ表明書に記載した事業年度等の終了日までに代表部局を選定した旨を、東北農政局総務部会計課事業経理調整係に連絡するものとし、実績整理表の提出に関する指示を受けるものとする。

問合せ先、提出場所又は提出方法は以下のとおり。

①問合せ先及び提出場所

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3－3－1 仙台合同庁舎A棟

東北農政局総務部会計課事業経理調整係

電話番号 022-263-1111 内線 4227

E-mail : Tohoku_tinage@maff.go.jp

②提出方法

電子メール、持参又は書留郵便等（書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同上第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便）により提出すること。

5. 賃上げ基準に達していない者に対する措置

上記4. の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

6. その他留意事項

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与等平均受給額 ①	当年(度)の給与等平均受給額 ②	賃上げ率 (②／①－1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】 「「10 主要科目」の（労務費+役員報酬+従業員給料）」 ÷ 「「4 期末従業員等の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較する	

<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】 「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」 ÷ 「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
 株式会社○○○○
 (住所を記載)
 代表者氏名 ○○ ○○

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙－1－5－2)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙－1－5－3)の写しを添付してください。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 $(\frac{\text{②}}{\text{①}} - 1) \times 100$	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】 「「10 主要科目」の（労務費+役員報酬+従業員給料）」で算出した給与総額を前年度と比較する	

<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】 「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
 株式会社○○○○
 (住所を記載)
 代表者氏名 ○○ ○○

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙－1－5－2) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙－1－5－3) の写しを添付してください。

事業形態	(兼業種目)				(兼業割合) %		13 主な設備等の状況		
	(1)兼業の状況								
	(2)事業内容の特異性								
(3)売上区分		現金売上	%	掛売上	%				
14 決済日等の状況	売上	締切日		決済日		(1)氏名			
	仕入	締切日		決済日		(2)事務所所在地			
	外注費	締切日		決済日		(3)電話番号			
	給料	締切日		支給日		(4)関与状況			
帳簿書類の名称						<input type="checkbox"/> 申告書の作成 <input type="checkbox"/> 調査立会 <input type="checkbox"/> 税務相談 <input type="checkbox"/> 決算書の作成 <input type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 補助簿の記帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳の記帳 <input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務			
15 帳簿類の備付状況							(役職名)		
							(役職名)		
							営業時間 開店 時 閉店 時		
							定休日 毎週(毎月) 曜日()日		
18 月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収税額	従事員数
		千円	千円	千円	千円				
	月					千円	千円	円	千円
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	月								
	計								
前期の実績									
19 当期の営業成績の概要									

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

令和〇〇年分 紙面の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得稅法施行規則別表第 5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号

令和 年 月 日提出 税務署長 殿		事業種目			整理番号	□□□□□□□□□□					
提 出 者	住所又は 所在地	電話 (- -)	調書の提出区分	提出 複数 □	1 給与	2 退職	3 報酬	4 使用	5 議受	6 幹旋	
			新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4		□□	□□	□□	□□	□□	□□	
	(フリガナ)	(フリガナ)							本店等 一括提出	翌年以降 送付	
	氏名又は 名 称										
	個人番号 又は 法人番号(注)	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄にし、ここから記載してください。									
	(フリガナ)	作成担当者								有 ○	否 ○
	代表者 氏 名										
	作成税理士 署 名							税理士番号			

給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

区分	人 員				左のうち、源泉徴収税額のない者				支 払 金 額				源 泉 徴 収 稅 額			
(A) 源、給、給与、賞与等の総額	人				人				円				円			
(B) ①のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金									円				円			
(B) 源泉徴収票を提出するもの	人								円				円			
災害減免法により微取猶予したもの	人 員				猶 予 稅 額				(摘要)							

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

区分	人	員	支	払	金	額	源	泉	徵	收	稅	額	(摘要)
(A) 退職手当等 の総額						円						円	
(B) (うち、源泉徴収票 を提出するもの)					人	円						円	

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

所得 税法 第 174 条 に 規 定 す る 報 酬 又 は 料 金 等	区分	人	員	支	払	金	額	源	泉	微	收	税	額
		個	人	個	人	以	外	人	円	円	円	円	円
	原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)	[]	[]	[]	[]	[]	[]	人	円	円	円	円	円
	弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)	[]	[]	[]	[]	[]	[]	人	円	円	円	円	円
	診療報酬(3号該当)	[]	[]	[]	[]	[]	[]	人	円	円	円	円	円
	職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)	[]	[]	[]	[]	[]	[]	人	円	円	円	円	円
	芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)	[]	[]	[]	[]	[]	[]	人	円	円	円	円	円
	ホステス等の報酬又は料金(6号該当)	[]	[]	[]	[]	[]	[]	人	円	円	円	円	円
	契約金(7号該当)	[]	[]	[]	[]	[]	[]	人	円	円	円	円	円
	賞金(8号該当)	[]	[]	[]	[]	[]	[]	人	円	円	円	円	円
(A) 計	実	人	実	人	[]	[]	[]	[]	円	[]	[]	[]	円
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	人	円	円	円	円	円
区分	件	数		支	払	金	額	源	泉	微	收	税	額
④のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	円	円	円	円	円	円
災害減免法により 微収猶予したもの	人	員	括	猶	予	稅	額						

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

区分	人	員	支	払	金額
(A) 使用料等の総額		人			円
(B) ①のうち、支払調書を提出するもの		人			円
(摘要)					

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表（314）

区分	人員	支払金額
Ⓐ あっせん手数料の総額	人	円
Ⓑ Ⓢのうち、支払調書を提出するもの	人	円

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)

税務署 整理欄	通信日付印	確 認	提出年月日						身元 確認		
			年	月	日						
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>				
			区 分								
			<input type="text"/> A	<input type="text"/> B	<input type="text"/> C	<input type="text"/> D	<input type="text"/> E	<input type="text"/> F	<input type="text"/> G	<input type="text"/> H	<input type="text"/>

平成28年1月1日

○ 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。（子）平成17年分以前の合計表を作成する場合は、「固人番号又は去人番号」欄可も記載 FD II 15 MO II 16 CD II 17 DVD II 18 書面 II 30 その他 II 99

令和〇〇年分 紙面の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得稅法施行規則別表第 5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1) 及 6(2) 關係)

署番号

令和 年 月 日提出 税務署長 殿		事業種目			整理番号							
税務署 受付印												
提 出 者	住所又は 所在地 (フリガナ)	電話()		調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出媒体 <input type="checkbox"/>	1 給与	2 退職	3 報酬	4 使用	5 諾受	6 幹旋	
	氏名又は 名 称			(フリガナ)							本店等 一括提出	翌年以降 送付
	個人番号 又は 法人番号(姓) (フリガナ)			作成担当者							有 <input type="radio"/>	否 <input type="radio"/>
	※個人番号又は法人番号は複写されません			作成税理士 署名								
	代表者 氏 名	電話()		電話()							税理士番号	

1 紿 与 所 得 の 源 泉 徵 収 票 合 計 表 (375)

区分	人	員	左のうち、源泉徴収税額のない者			支	払	金	額	源泉徴収税額
			人	人	人					
④ 俸給、給与、賞与等の総額					人					円
⑤ ⑥のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金										円
⑦ 源泉徴収票を提出するもの					人					円
災害減免法により徴収猶予したもの					人					円

2 退職所得の源泉徴収票合計表(316)

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

所得 税 法 第24条 に規 定す る報 酬又 は料 金等	区分	人	員	員 人 以 外	支 払 金 領	源 泉 徼 収 稅 額
	原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)	[]	[]	[] 人	[] 人	[] 円
	弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)	[]	[]	[] 人	[] 人	[] 円
	診療報酬(3号該当)	[]	[]	[] 人	[] 人	[] 円
	職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)	[]	[]	[] 人	[] 人	[] 円
	芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)	[]	[]	[] 人	[] 人	[] 円
	ホステス等の報酬又は料金(6号該当)	[]	[]	[] 人	[] 人	[] 円
	契約金(7号該当)	[]	[]	[] 人	[] 人	[] 円
	賞金(8号該当)	[]	[]	[] 人	[] 人	[] 円
	(A) 計	実	人	実	人	[] 円
(B) (A)のうち、支払調書を提出するもの		[]	[]	[] 人	[] 人	[] 円
区分		件	数	支 払 金 領	源 泉 徼 収 稅 額	(摘要)
(C) (A)のうち、所得稅法第174条第10号に規定する内國法人に対する賞金		[]	[]	[] 件	[] 円	[] 円
災害減免法により 徵収猶予したもの		人	員	商 予 稅 額		

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

区分	人員	支払金額
Ⓐ 使用料等の総額	人	円
Ⓑ Ⓢのうち、支払調書を提出するもの	人	円
(摘要)		

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

区分	人員	支払金額
④あっせん手数料の基額	人	円
⑥④のうち、支払請求書を提出するもの	人	円
(摘要)		

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)

区分	人	員	支	払	金	額
Ⓐ 譲受けの対象の総額			人			円
Ⓑ Ⓐのうち、支払調書を提出するもの	□	□	□	□	人	円
(摘要)						

平成
控

用

○ 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコード化
（注）平成27年分以前の合計表を作成する場合には

II 14
FD II 15
MO II 16
CD II 17
DVD II 18

書面
||
30

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1 この合計表は、O C R用紙で提出する場合に使用する。

2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「Ⓐ 債給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「Ⓐのうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「Ⓑ 源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の中途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「Ⓐ 退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「Ⓑ Ⓐのうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「Ⓐ計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「Ⓐのうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「Ⓐのうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受けれる競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「④使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「⑤ ⑥のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「④譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「⑤ ⑥のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 租税特別措置法第33条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第33条の2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第33条の4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
 - ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「④あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「⑤ ⑥のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

(別紙－1－5－4)

1 確認書類の提出方法

賃上げ実績の確認時に、税理士、公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（別添様式）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

- ※ 内容について、必要に応じて受注者に確認を行う場合がある。
- ※ 仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。
- ※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- (1) 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- (2) 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給、所定内賃金等により評価することも可能。
- (3) 入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。
- ※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。
- ※ 例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の水増しを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なす場合がある。
- ※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

(具体的な場合の例)

(各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給、所定内賃金等により評価することも可能)

- ・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。
- ・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。
- ・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、

計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。

- ・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

(入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する)

- ・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・令和7年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和7年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

(別添様式)

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

(同等の賃上げ実績と認めた評価の内容)

(記載例1) 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

(記載例2) 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかつたため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったくものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

(住所を記載)

(税理士、公認会計士等を記載) 氏名 〇〇 〇〇

(添付書類)

- ・〇〇〇
- ・〇〇〇

別紙－1－6

地域への貢献、地域貢献活動への支援（多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）に対する継続的な支援実績）について

（1）活動組織等の構成員として行う継続的な支援実績の組織数を評価する。（過去3年間（年度）における継続的な活動実績を対象）

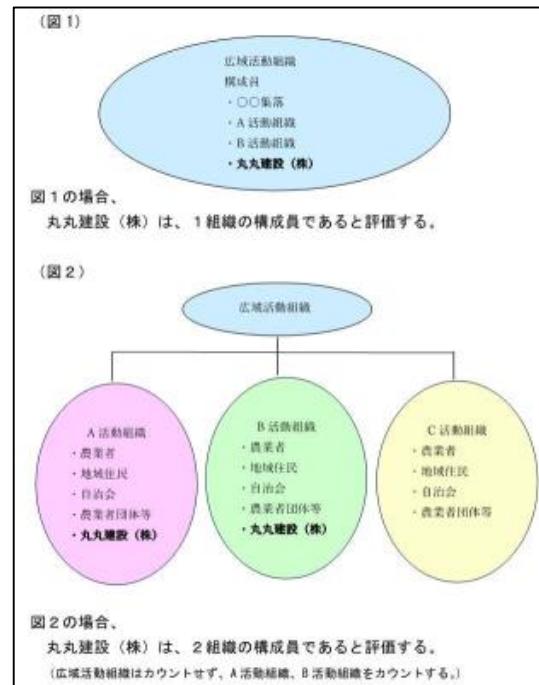
なお、活動組織等が行う活動計画において、保全管理する区域が地域振興立法8法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法及び小笠原諸島法）及び棚田地域振興法のいずれかに該当するものに限る。

（2）組織数の考え方は、以下のとおりとする。

広域活動組織に属する活動組織の構成員である場合、広域活動組織は評価せず、活動組織として評価する。

- ① 広域活動組織の構成員である場合は、1組織としてカウントする。
- ② 広域活動組織に属する活動組織の構成員である場合は、広域活動組織として評価せず、活動組織の構成員として評価する。広域活動組織内に属する複数の活動組織の構成員となっている場合は、活動組織の数をカウントする。
- ③ 複数の活動組織の構成員である場合は、それぞれの活動組織で、継続的に支援実績が必要である。

（3）評価の例は、以下に示すとおり。



組織名	地域振興 立法8法等	活動実績*			判定
		一昨年度	一作年度	前年度	
活動組織等A	特定農山村法	○	○	○	○ (8法に該当、継続性あり)
活動組織等B	山村振興法	×	○	○	○ (8法に該当、継続性あり)
活動組織等C	過疎法	×	○	×	✗ (8法に該当、継続性なし)
活動組織等D	山村振興法	○	✗	○	✗ (8法に該当、継続性なし)
活動組織等E	—	○	○	○	✗ (8法に該当しない)

*活動実績あり：○、活動実績なし：✗

→ 5つの活動実績等の構成員であるが、地域振興立法8法に該当し、かつ、過去3年間で継続性が認められるものは2組織 ⇒ 1～2組織（1点）

（4）活動組織等の構成員としての実績は、下記の【継続活動実績の証明書】を提出することで証明とする。

【継続活動実績の証明書の例】

○○活動組織活動実績 証明書

構成員（団体名等）：（株）○○建設

（株）○○建設は○○活動組織の構成員として、令和〇年度から令和〇年度の間、毎年度継続して活動実績があることを証明します。

なお、当活動組織は、農村振興8法（又は棚田地域振興法）において指定地域で活動していることを申し添えます。

年月日

○○活動組織代表 署名

(企業評価様式 1)

全国直轄工事（北海道開発局を除く）における
過去 3 年間（年度）に完成した全工種の平均点等

会社名：○○○○株式会社

	年度	工 期	工 事 名	V E 提案等 評定	工事成績 評定
1	3	R3.○.○ ～R4.○.○	○○○農業水利事業 ○○幹線用水路（その○）工事	無	76 点
2	3	R3.○.○ ～R4.○.○	○○○農業水利事業 ○○幹線用水路（その○）工事	無	81 点
3	4	R4.○.○ ～R5.○.○	○○○農業水利事業 ○○幹線用水路（その○）工事	無	80 点
4	4	R4.○.○ ～R5.○.○	○○○農業水利事業 ○○幹線用水路（その○）工事	V	83 点
5	5	R5.○.○ ～R6.○.○	○○○農業水利事業 ○○幹線用水路（その○）工事	無	78 点
合 計		(工事件数 5 件)		—	398 点
平 均				—	79.6 点

※過去 3 年間（年度）とは、R3 年度（R3.4.1）～R5 年度（R6.3.31）の期間をいう。

参加申請時までに「工事成績評定通知書」等の証明書類が発行されているもののみ記入すること。

(企業評価様式 2-1)

地域への貢献、地域貢献活動への支援
(継続的な支援活動)

会社名：株式会社 ○○○○○○

本企業の地域貢献活動方針に基づき、次の地域貢献活動への支援を継続的に行った。

月日	活動項目	活動内容	活動場所	資料
R3.○.○ (R3年度) R4.○.○ (R4年度)	農地・農業用水等の資源保全活動	本企業の地域貢献活動方針に基づき、○○地域で行われた農業用用水路の泥上げや草刈りに参加した。	○○県○○市○○ ○○幹線用水路、 ○○支線用水路	別紙
R4.○.○ (R4年度) R5.○.○ (R5年度)	荒廃農地解消活動	○○市が策定する荒廃農地解消計画に基づき、○○が主催する○○集落で行われた刈払い等の支援に参加した。	○○県○○市○○ ○○集落圃場	別紙

<本企業の地域貢献活動方針>

当該企業の地域貢献活動方針について添付のこと。

(注)

- 評価の対象となるのは、過去3年間（年度）における継続的な活動実績（過去3年間（年度）における年1回以上の地域貢献活動を連続した2カ年（年度）以上にわたり継続的に実施した実績。なお、緊急事態宣言が発動された年度において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な活動実績の対象期間から除くことができるものとし、「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間（年度）における継続的な活動実績」とすることができる。）

詳細は、別紙-1-1を参照のこと。

- 活動内容の詳細については必要に応じて別紙を参考として作成し、活動状況を確認できる資料（主催者の参加証明書、新聞記事、表彰状、感謝状等）を必ず添付すること。
- 「優良工事表彰」により申請する際には、「優良工事表彰状」の写しの提出のみとし、本様式の提出は必要ない。

(企業評価様式 2-1 別紙)

※活動内容の詳細については、以下を参考に作成すること。

なお、活動状況を確認できる資料（主催者の参加証明書、新聞記事、表彰状、感謝状等）を必ず添付すること。

地域貢献活動（継続的な支援活動）について

会社名：株式会社 ○○○○○○

活動項目：農地・農業用水等の資源保全活動

主 催 者：○○市

活動内容：本企業の地域貢献活動方針に基づき、○○地域で行われた農業用水路の泥上げ
や草刈りに参加した。

活動場所：○○県○○市○○地内 ○○幹線用水路、○○支線用水路

活動日：令和○年○月○日

参加人数：○○名

＜活動状況＞

作業中の写真

作業中の写真

○○幹線用水路 草刈り作業状況

○○幹線用水路 泥上げ作業状況

(主催者の参加証明書)

令和○年○○月○○日

株式会社 ○○○○○○ 殿

主催者名 ○○ ○○

○○参加証明書

○○活動に参加したことを証明します。

記

実施内容：○○地域で行われた水路の泥上げ・草刈り

実施場所：○○県○○市○○地内 ○○幹線用水路、○○支線用水路

実施時期：○年○月○日

参加人数：株式会社 ○○建設 ○○名

(企業評価様式 2－2)

地域への貢献、地域貢献活動への支援
(地域農産物消費拡大等活動)

会社名：株式会社 ○○○○○○

次の地域貢献活動への支援を行った。

月日	活動項目	活動内容	活動場所	資料
R5.○.○～R5.○.○	地域農産物の販売促進会の開催	○○農業協同組合と地域農産物の販売促進会を共催した。	○○県○○市 ○○ (株)○○○○建設	別紙 別添 新聞記事
R5.○.○	農地保全活動（鳥獣被害防止のための防護柵設置）	本企業の地域貢献活動方針に基づき、○○土地改良区と連携して、○○地域において、鳥獣被害防止のための防護柵の設置を行った。	○○県○○市 ○○ 地内	別紙 別添 感謝状
R5.○.○～R5.○.○	社員食堂での地域農産物メニュー推進	地域農産物の消費推進のため、社員食堂にて地域農産物を活用したメニューの提供を行った。	○○県○○市 ○○ (株)○○○○建設	別添 新聞記事

<本企業の地域貢献活動方針>

当該企業の地域貢献活動方針について添付のこと。

(注)

1. 評価との対象となるのは、前年度における管内の地域農産物消費拡大等活動に係る以下の実績
 - ・会社の自発的な取組であって、かつ第三者との連携による活動（1点）
 - ・会社の自発的な活動（0.5点）詳細は、別紙－1－2を参照のこと。
2. 活動内容の詳細については必要に応じて別紙を参考として作成し、活動状況を確認できる資料（共催者との覚書、新聞記事、公式HPやSNSでの発信状況等）を必ず添付すること。特に、第三者との連携による活動の場合にあっては、それが確認できる資料を添付すること。
3. 「優良工事表彰」により申請する際には、「優良工事表彰状」の写しの提出のみとし、本様式の提出は必要ない。

(企業評価様式 2-2 別紙)

※活動内容の詳細については、以下を参考に作成すること。

なお、活動状況を確認できる資料（共催者との覚書、新聞記事、公式HPやSNSでの発信状況等）を必ず添付すること。

地域貢献活動（地域農産物消費拡大等活動）について

会社名：株式会社 ○○○○○○

活動項目：地域農産物販売促進会

主 催 者：○○建設(株)

共 催 者：○○農業協同組合

活動内容：本企業の地域貢献活動方針に基づき、○○農協と連携し、
○○地域で収穫された農産物、加工品の販売を行った。

実施場所：○○県○○市○○

(株)○○建設 構内駐車場

実 施 日：令和○年○月○日

<活動の記録>

新聞記事

ホームページでの
PR

地域貢献活動（地域農産物消費拡大等活動）について

会社名：株式会社 ○○○○○○

活動項目：社員食堂での東北農産物フェアの開催

実施場所：(株)○○建設

実 施 日：令和○年○月○日

<活動の記録>

写真
(広報活動の状況)

写真
(メニュー)

(企業評価様式 3)

当該年度（令和〇年度）の管内直轄工事の契約件数

会社名：株式会社 〇〇〇〇〇〇

基準日（公告日）：令和〇年〇月〇日時点

番号	落札決定日	契約年月日	工 事 件 名	契約金額 (税込)
1	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	〇〇〇農業水利事業 〇〇〇〇〇〇建設工事	〇〇円
2	R〇.〇.〇	R〇.〇.〇	〇〇〇農業水利事業 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事	〇〇円
3				
4				
5				

- (備考) 1. 当該年度（入札公告した年度の4月1日から基準日（公告日）まで）に東北農政局長又は所管事業（務）所長と当初契約締結した直轄工事（契約金額〇億円（税込み）以上）を記載すること。（当該年度に契約締結し基準日時点で完了済みの工事を含む。過年度契約の国債工事等は含まない。）
2. 単体企業にあっては、当該者の契約工事に加え、当該者が構成員として参加した共同企業体の契約工事（※）を含む。
- 共同企業体にあっては、当該共同企業体の契約工事（※）に加え、構成員が単体企業として契約した工事を含む。
- （※）出資比率に関係なく、その工事の契約金額を対象とする。
3. 基準日は、本工事の公告日とする。
4. 契約工事がない場合は、表中に「なし」と記載する。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 「えるぼし 1 段階目」の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
 - 「えるぼし 2 段階目」の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
 - 「えるぼし 3 段階目」の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
 - 「プラチナえるぼし」の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。
- 【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナくるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

※ 1～3 の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届の写し等）を添付すること。

(企業評価様式 4－2)

会社名 _____

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 「えるぼし1段階目」の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「えるぼし2段階目」の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「えるぼし3段階目」の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナえるぼし」の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナくるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届の写し等）を添付すること。

(企業評価様式 5)

従業員への賃金引上げ計画の表明書

【大企業用】

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年（令和〇年1月1日から令和〇年12月31日））において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすることを表明いたします。

【中小企業等用】

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年（令和〇年1月1日から令和〇年12月31日））において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上とすることを表明いたします。

【以下は、大企業、中小企業等共通】

年　　月　　日
株式会社〇〇〇〇
(住所を記載)
代表者氏名　〇〇　〇〇

上記の内容について、我々従業員は、〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者から説明を受けました。

年　　月　　日
株式会社〇〇〇〇
従業員代表　　　　　　氏名　〇〇　〇〇　印
給与又は経理担当者　　氏名　〇〇　〇〇　印

(企業評価様式 5 留意事項)

1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業：法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

3 历年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

4 発注者において上記2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

5 上記4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。

なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

6 従業員代表及び給与又は経理担当者の押印が必要です。

(企業評価様式 6)

情報化施工技術の活用について

会社名

情報化施工技術の活用	<p>○情報化施工技術活用の希望の有無 有 · 無</p> <p>○活用する技術の種類</p> <p><input type="checkbox"/> U A V 空中写真測量出来形管理技術 <input type="checkbox"/> T L S 出来形管理技術 <input type="checkbox"/> U A V レーザー出来形管理技術 <input type="checkbox"/> 地上移動体搭載型 L S 出来形管理技術 <input type="checkbox"/> I C T 建設機械施工技術</p> <p>○適用する工種及び作業内容 例：ほ場整備工事の表土整地作業における基準高さ</p>
------------	--

- ※ 情報化施工技術の活用については、希望する事項（有・無）に丸印を付けること。
- ※ 情報化施工技術の活用の希望を「有」とした場合は、活用する技術の種類のいずれかの「□」に「✓」を付けること。
- ※ 情報化施工技術を適用する工種及び作業内容について記載すること。

別紙－2

施工体制確認のための追加資料等について

1 調査基準価格

調査基準価格（予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格）は、予定価格算出の基礎となった次の①～④に掲げる額に、100 分の 110 を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格を下回るときには、様式 1～様式 11 までのすべての提出を求めるものとする。

[追加資料様式]

様式 1	施工体制台帳
様式 2	資材購入予定先一覧
様式 3	機械リース元一覧
様式 4－1	労務者の確保計画
様式 4－2	工種別労務者配置計画
様式 5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式 6	配置予定技術者名簿
様式 7－1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 7－2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 7－3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式 8－1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 8－2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式 9	建設副産物の搬出地
様式 10	下請予定業者等一覧表
様式 11	VE 提案等によるコスト縮減額調書

※ 上記様式は、東北農政局ホームページよりダウンロードできる。

(東北農政局ホームページ：

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/zyutentyosa/index.html>

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画等）、本文の施工体制確認のためのヒアリング、上記 2 の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、追加資料の提出を求められた者が上記 2 の追加資料様式 1～様式 11 まで提出しない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入

札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れの対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式9）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式8-1～8-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか
(様式7-1～7-3)

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確

認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。 (様式 1、10)
- ② 提出された施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。 (様式 2～5)
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。 (様式 6)

別紙－3

予算決算及び会計令第86条の調査について

1. 低入札価格調査

(1) 低入札価格調査の実施対象

予決令第85条の基準に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第86条調査（低入札価格調査）を実施する。ここで、調査基準価格は別紙－2の1に記載するとおりである。

(2) 低入札価格調査の調査内容

低入札価格調査においては、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。低入札価格調査の対象者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

- (ア) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- (イ) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (ウ) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (エ) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
- (オ) 手持資材の状況
- (カ) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (キ) 手持機械数の状況
- (ク) 労務者の具体的供給見通し
- (ケ) 経営内容
- (コ) 建設副産物の搬出地

2. 特別重点調査

(1) 特別重点調査の実施対象

① 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対して、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査を行う。

費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
率	90%	80%	80%	30%

(2) 特別重点調査の実施に係る連絡等

- ① 上記(1)①の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、対象者に対して特別重点調査を実施する旨連絡する。
- ② 対象者は、原則として、当該連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に特別重点調査の実施に必要な次に掲げる資料及び添付書類を提出すること。

[提出を求める資料]

様式1	当該価格で入札した理由
様式2－1	積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
様式2－2	内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②
様式2－3	一般管理費等の内訳書
様式3	下請予定業者等一覧表
様式4	配置予定技術者名簿
様式5－1	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）
様式5－2	手持ち工事の状況（対象工事関連）
様式6	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式7－1	手持ち資材の状況
様式7－2	資材購入予定先一覧
様式8－1	手持ち機械の状況
様式8－2	機械リース元一覧
様式9－1	労務者の確保計画
様式9－2	工種別労務者配置計画
様式10	建設副産物の搬出地
様式11	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式12－1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式12－2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式12－3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式13－1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式13－2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式13－3	安全衛生管理体制（仮設設置計画）
様式13－4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
様式14	誓約書
様式15	施工体制台帳
様式16	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

※ 追加資料の様式及び記載要領は、東北農政局ホームページよりダウンロードできる。
(東北農政局ホームページ :

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/zyutentyosa/index.html>

③ 対象者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、対象者に対して、その他の説明資料の提出を求めるものとする。

なお、対象者は、前記資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類を併せて提出することができる。

④ 別紙－2の2のヒアリングのための追加資料を提出した者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならない。

⑤ 上記②に規定する資料等の受領後、速やかに入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

なお、事情聴取の出席者は最大で3名以内とし、事情聴取の日時及び場所は対象者に

別途通知する。

- ⑥ 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、資料等及び事情聴取の内容により必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付資料を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。
なお、教示を踏まえた重点調査追加資料等の再提出は、原則として1回に限る。
- ⑦ 特別重点調査は、施工体制確認型総合評価における評価値の最も高い者のほか、上記2（1）①の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。
- ⑧ 提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記⑤の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、「東北農政局競争契約入札心得」において、調査基準価格を下回った価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする旨の規定に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として、入札を無効とする。

（3）特別重点調査における適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

① 虚偽説明等への対応

入札参加者が虚偽の資料提出もしくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は下記④に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ 過去5年以内にアの措置を受けたことがあるなど、悪質性が高い者に対しては、指名停止等措置要領の別表第2により指名停止を行う。

② 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、上記2（2）②の資料（誓約書（様式14））を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

③ 関係資料の公表

ア 上記2（2）②の資料（誓約書（様式14））を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を東北農政局ホームページにおいて公表する。

イ 上記アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、東北農政局ホームページにおいて公表する。

④ 契約後の取扱い（監督体制の強化）

特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じる。

ア 「工事現場等における施工体制の点検要領の制定について（平成13年4月27日付け13経第180号農林水産省大臣官房経理課長通知）」の5（4）により行う施工体制台帳の点検の前段として、施工体制台帳提出時にその施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

イ 共通仕様書に基づき提出させる施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、

さらに、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

3. 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

(1) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策

予決令第 86 条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について（平成 18 年 8 月 1 日付け 18 経第 724 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

① 発注者の監督強化

「施工段階における確認マニュアルについて（平成 16 年 3 月 31 日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）」等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

② 施工体制の点検

施工体制の確保を図るため、施工体制台帳提出時に、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

③ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

なお、下請けに変更が生じた場合は、再提出するものとする。

また、「工事現場等における施工体制の点検要領（平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 180 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」、「施工体制点検審査マニュアル（平成 15 年 4 月 11 日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）」に基づき、隨時、下請けへの支払い状況の調査を実施する。

④ 請負者側技術者の増員について

予定価格が 2 億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が東北農政局管内の直轄工事において、本工事の公告を行った日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者 1 名を専任で現場に配置するものとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア 工事成績 70 点未満の評定を通知された者。

イ 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(2) 低入札価格調査の対象工事に係る対策について（試行）

全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示

す対策を試行的に実施する。

- ① 対象工事について、次のア～ウの段階において、監督職員が文書により請負業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。
 - ア 施工確認段階
 - イ 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）
 - ウ 下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）
- ② 上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。
 - （総合評価落札方式の場合）
 - 1年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50%減ずる。
 - （公募型指名競争入札等の場合）
 - 1年間にわたり、当該企業の評価点を3点減ずる。
 - ③ 上記①に示す文書指示の回数が2回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。
 - ア 対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。
 - イ 対象工事が2箇年以上にわたる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。
 - ④ 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記②と同様の措置を講ずる。

（3） 下請け業者との契約状況等

低入札工事に対して、下請け業者との契約状況、下請け代金の支払い状況等改善が必要と認められる場合には、必要に応じて関係機関へ通報するとともに、関係機関と連携して対策を講ずることがある。

(従事証明書 記載例)

別紙－4

従 事 証 明 書

分任支出負担行為担当官
東北農政局○○○○事業所長
○○ ○○ 殿

○○県○○市○○ 1 - 1
○○建設株式会社
代表取締役社長 農林 太郎

○○農業水利事業○○工事における配置予定技術者の経験工事の従事期間について、下記のとおり証明致します。

記

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1. 配置予定技術者 | 東北 太郎 (生年月日) |
| 2. 経験工事名 | △△事業○○幹線用水路工事 |
| 3. 経験工事工期 | 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日 |
| 4. 経験工事従事役職 | 担当技術者 |
| 5. 経験工事従事期間 | 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日 |

※ 別記様式3における配置予定技術者の「工事経験の概要」欄に記載する「従事期間」について、CORINS等に従事期間が登録されていない場合は、本従事証明書を代表者名で提出すること。